

令和 7 年度 第 2 回職員採用試験案内

【令和 8 年度採用】

【大 学 卒】一般事務・土木技術
【資格免許職】保健師

第 2 回試験

- ◆募 集 期 間 令和 7 年 5 月 12 日(月)～令和 7 年 6 月 15 日(日)
- ◆一次試験日 令和 7 年 7 月 13 日(日)
- ◆申 込 方 法 1 ページ以降をご覧ください。
- ◆問い合わせ 島田市行政経営部人事課
〒427-8501 島田市中央町 1 番の 1 (市役所 3 階)
TEL (0547)36-7136 (直通)
E-mail:jinji@city.shimada.lg.jp

1 試験職種、採用予定人員等

	試験職種	採用予定人員	勤 務 の 概 要
第2回試験	※第2回試験と第1回試験、第3回試験との重複受験はできません。		
	一般事務 (大学卒)	一般事務全体 で30人程度	島田市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
	土木技術 (大学卒)	若干人	島田市の機関に勤務し、土木技術者（土木工事の設計・監督・土木施設の維持管理等）として従事します。
	保健師	若干人	島田市の機関に勤務し、保健師として従事します。
【参考】第3回試験	一般事務 (短大・高校卒) (係長候補枠) (福祉枠)	一般事務全体 で30人程度	島田市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
	土木技術 (短大・高校卒)	若干人	島田市の機関に勤務し、土木技術者（土木工事の設計・監督・土木施設の維持管理等）として従事します。
	建築技術	若干人	島田市の機関に勤務し、建築技術者（建築工事の設計・監督、建築確認申請の審査・検査等）として従事します。
	保育士	若干人	島田市の機関に勤務し、保育士として従事します。

2 受験資格

	試験職種	受験資格（年齢制限、免許等）
第2回試験	※第2回試験と第1回試験、第3回試験との重複受験はできません。	
	一般事務 (大学卒)	令和8年4月1日時点の年齢が30歳以下の人で、学校教育法により大学（短期大学を除く）を卒業した人（令和7年度中に卒業する見込みの人を含む）又は市長がこれらと同等の資格があると認める人
	土木技術 (大学卒)	令和8年4月1日時点の年齢が38歳以下の人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人（令和7年度中に卒業する見込みの人を含む）又は市長がこれらと同等の資格があると認める人
	保健師	令和8年4月1日時点の年齢が40歳以下の人で、保健師の免許を有する人（令和7年度に行われる国家試験で保健師の免許を取得見込みの人を含む）
【参考】第3回試験	一般事務 (短大・高校卒)	令和8年4月1日時点の年齢が25歳以下の人で、高等学校または短期大学を卒業した人（令和7年度中に卒業する見込みの人を含む）
	一般事務 (係長候補枠)	令和8年4月1日時点の年齢が41歳以上47歳以下の人で、別に示す条件をすべて満たす人
	一般事務 (福祉枠)	令和8年4月1日時点の年齢が50歳以下の人で、社会福祉士の資格を有する人

【参考】 第3回試験	土木技術 (短大・高校卒)	令和8年4月1日時点の年齢が30歳以下の人で、高等学校又は短期大学を卒業した人（令和7年度中に卒業する見込みの人を含む）で土木に関する科目を履修した人（令和7年度中に土木に関する科目を履修する見込みの人を含む）又は土木の設計、施工管理の職務経験が令和8年3月31日現在で3年以上の人
	建築技術	令和8年4月1日時点の年齢が31歳以上35歳以下の人で、建築の設計、施工管理に関する職務経験（建築士法施行規則第1条の2に規定する実務（令和2年2月29日以前の実務も含む。）に限る。）が令和8年3月31日時点で3年以上ある人又は1級建築士試験に合格している人
	保育士	令和8年4月1日時点の年齢が35歳以下の人で、保育士資格を有する人（令和7年度中に保育士資格を取得する見込みの人を含む）

次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 島田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

一般事務・係長候補枠の受験資格等の条件

区分（枠）	応募条件
係長候補枠	年齢要件に加え、次の条件をすべて満たす人 ア 平成24年7月1日から令和7年6月30日までの13年間のうち、10年以上の社会人経験を有すること ※「10年以上の社会人経験」とは、それぞれの企業・団体等で、週30時間以上（休憩時間を除く）の勤務経験が通算で10年以上であることを要する。ただし、同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とする。 イ 学校教育法による高等学校を卒業していること

3 受験申込手続

(1) 申込受付期間及び提出書類

申込受付期間	令和7年5月12日（月）～令和7年6月15日（日）
申 込 方 法	島田市ホームページ→「採用情報」→「令和7年度に実施する採用試験」→「令和7年度第2回（一般事務（大学卒）・土木技術（大学卒）・保健師）採用試験について」から電子申請による申込フォーム（L o G o フォーム）に入力してください。

(2) 提出書類

区分（対象）	提出書類	提出時期
全 職 種	○自己紹介シート 島田市ホームページ「令和7年度第2回（一般事務（大学卒）・土木技術（大学卒）・保健師）採用試験について」からダウンロードし、作成してください。	一次試験受験時
一 般 事 務	○卒業（見込）証明書	二次試験受験時
土 木 技 術	○卒業（見込）証明書	二次試験受験時
保 健 師	○資格免許証の写し	二次試験受験時

4 受験票

受験票は、試験日のおおむね2週間前に送付します。1週間前までに届かない場合は、お手数ですが、市役所行政経営部人事課まで御連絡ください。

5 試験日・試験会場

区 分	試 験 日	試験会場（予定）
一次試験	7月13日（日）	島田市役所 ※受験者数により場所を変更する場合があります。
二次試験	一般事務：8月20日（水） 土木技術：8月21日（木） 保 健 師：8月21日（木）	島田市役所 ※受験者数により場所を変更する場合があります。
三次試験 （一般事務のみ）	9月25日（木）・26日（金）	島田市役所 ※受験者数により場所を変更する場合があります。

（注）

- ※1 試験会場及びその周辺には駐車場がありません。自家用車の使用を避け、電車、バス等を利用してください。
- ※2 身体に障害があり、試験場において配慮を必要とする場合は、あらかじめ申し出てください。
- ※3 土木技術・保健師については、三次試験は実施しません。

6 試験科目、試験の内容、出題分野等

(1) 一次試験の試験科目・出題分野

試験職種	試験科目	出題分野
一般事務	S P I 3 総合検査	基礎能力試験、パーソナル検査
土木技術	専門試験（土木）	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、材料・施工に関する学力試験
	職場適応性検査	職務に対する適応性の検査
保健師	専門試験（保健師）	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する学力試験
	職場適応性検査	職務に対する適応性の検査

(2) 二次試験・三次試験の内容

区 分	試 験 の 内 容
面 接	人物についての面接による試験

7 合格者の発表

合格発表の日は、試験実施日に試験会場でお知らせします。

合格者の受験番号を市のホームページに掲載します。また、合格者に通知します。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職種ごとに採用内定者名簿に登載し、その中から任命権者が採用者を決定します。
- (2) 採用時期は、令和8年4月1日を予定していますが、社会人等については、場合によりそれ以前に採用されることがあります。
- (3) 受験資格がない場合や、受験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があると判明した場合には、合格を取り消します。
- (4) 大学卒業見込みの人が大学を卒業できない場合や、免許取得見込みの人が免許を取得できない場合などには、採用されません。
- (5) 場合により、欠員補充者（補欠合格者）を設ける場合があります。欠員補充者は、令和8年9月30日までの間に、職員を採用する必要が生じた場合には、採用内定者とさせていただくことがあります。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、受験者本人に限り下記により開示の請求をすることができます。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	請求の方法
一次試験 不合格者	○一次試験の 教養（専門） 試験の得点 及び順位	一次合格者発表日から 1 か月間 (土、日、祝日を除く。)	受験者本人が、下記書類を 持参のうえ市役所人事課へ 来庁し請求してください。 【請求に必要なもの】 ・顔写真付の身分証明書 ・一次試験の場合は、 受験票 ・二次試験の場合は、 一次試験の合格通知書 ・三次試験の場合は、 二次試験の合格通知書
二次試験 不合格者	○二次試験の 面接試験の 得点及び順位	二次合格者発表日から 1 か月間 (土、日、祝日を除く。)	
三次試験 不合格者	○三次試験の 面接試験の 得点及び順位	最終合格者発表日から 1 か月間 (土、日、祝日を除く。)	

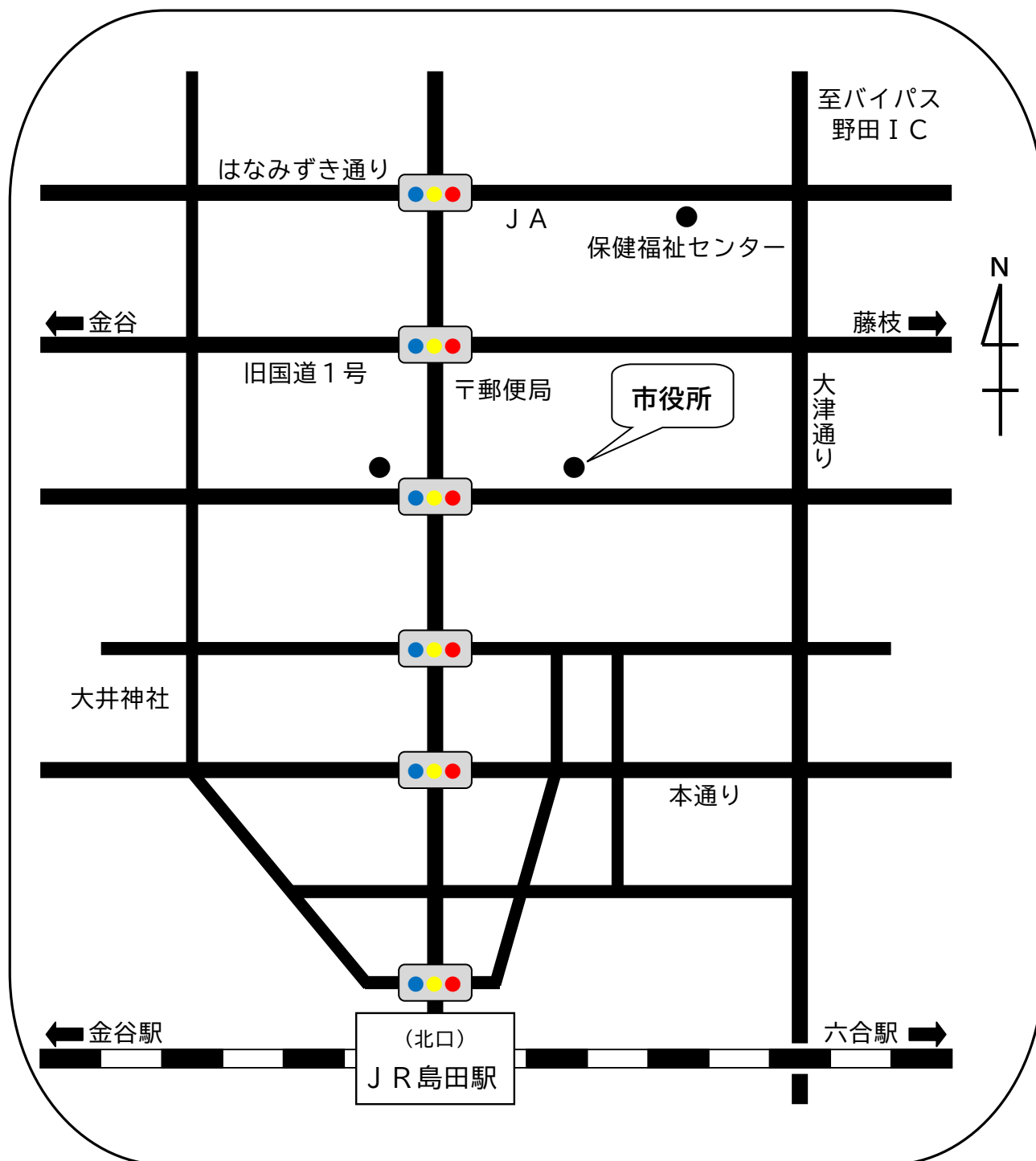
※1 電話、郵便等による請求は受け付けておりません。

※2 請求者が受験者本人であることを確認できる顔写真付きの身分証明書は、運転免許証・パスポート・学生証等です。

※3 開示する得点及び順位は、受験者本人分に限りません。

試験会場案内図

「島田市役所」 島田市中心部 1 番の 1



※島田市役所：J R 島田駅北口から徒歩約10分

※受験者のための駐車場はありません。